

< 緊急声明 >

**労働者派遣法「改正」法案の強行採決に強く抗議するとともに、
人間らしく働くことのできるルールづくりを要求する！**

労働者派遣法「改正」法案は、9月9日に参議院本会議で可決され、9月11日には衆議院本会議で与党などの賛成により可決・成立しました。本「改正」法案は、採決直前に法案の主要部分が修正され、39項目にわたる付帯決議とともに採決されるなど、法案の大きな矛盾点が露呈する中で、法案の強行採決が行なわれたことに強く抗議します。

今回の法「改正」は、これまで「常用雇用代替の禁止」「臨時的・一時的業務に限定する」とされてきた雇用の大原則を破って、いつでも、どこでも、いつまでも、派遣労働者を使い続けることを可能にするとともに、正規労働者の仕事を派遣労働者に置き換え、労働者全体の処遇を切り下げることにつながりかねません。

また、2009年のリーマンショックの際、仕事と生活を奪われた派遣労働者が路頭に迷うことになった経験を踏まえ、今年10月1日から派遣先企業への直接雇用を定めた法律が施行される直前に、このような措置が取られたことは、極めて重大な問題です。

今回の法案に対して、7割近くの派遣労働者が「派遣社員の根本的な地位向上にならない」（9月1日付・日経新聞調査）との意見を表明しているにも関わらず、今回の法「改正」によって、劣悪な賃金・労働条件が常態化することが危惧されます。

今後も、残業代ゼロや解雇の自由化など、安倍政権の下で労働法制のいっそうの改悪を進めようとする動きが強まることが予想される中、引き続き多くの労働者と力を合わせ、厳しい労働環境に置かれた労働者とともに、雇用と権利を守るたたかいを広げていくことを呼びかけるものです。

2015年9月15日

京滋地区私立大学教職員組合連合四役